

大野市雇用調整助成金申請等手数料補助金交付要綱

(令和2年5月15日告示第179号)

改正 令和2年7月10日告示第232号

(趣旨)

第1条 この要綱は、雇用の維持を図るため、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い国の雇用調整助成金及び緊急雇用安定助成金（以下「助成金」という。）を受けようとする市内の中小企業者に対し、その申請の手續に要する費用について、予算の範囲内において、大野市雇用調整助成金申請等手数料補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、大野市補助金等交付規則（昭和57年規則第3号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 新型コロナウイルス感染症 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。
- (2) 雇用調整助成金 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第62条第1項第1号の規定並びに雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第102条の2及び第102条の3の規定に基づく雇用調整助成金をいう。
- (3) 緊急雇用安定助成金 令和2年3月10日付け職発0310第2号厚生労働省職業安定局長通知に基づく緊急特定地域特別雇用安定助成金をいう。
- (4) 中小企業等 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者及び医療法人、農業法人、NPO法人等会社以外の法人で、法人にあっては市内に本社を置くものをいい、個人にあっては市内に住所を有するものをいう。ただし、農業に従事するものについては、認定農業者に限る。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する中小企業等であって、新型コロナウイルス感染症の影響

に伴い助成金の申請を行ったものとする。

(1) 助成金の支給申請事務を社会保険労務士に依頼し、その費用を支払っていること。

(2) 市税等の滞納がないこと。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、助成金の支給申請に係る事務の代行業務又は書類の作成業務に係る費用（令和2年4月1日以後に依頼したものに限る。）とする。ただし、費用のうち消費税及び地方消費税額は、補助対象経費から除く。

2 補助対象者が福井県の雇用調整助成金等利用促進事業補助金（以下「県補助金」という。）の交付決定を受けている場合は、県補助金の額を補助対象経費から除く。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1に相当する額（当該額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）とし、50,000円を上限とする。

(補助金の申請及び請求)

第6条 補助対象者が補助金の交付を受けようとするときは、大野市雇用調整助成金申請等手数料補助金交付申請書兼請求書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、別に定める期日までに市長に提出しなければならない。

(1) 助成金の支給決定通知書若しくは不支給決定通知書の写し又は支給申請書類一式（国が求める休業等実施計画届等を含む。）の写し

(2) 補助対象経費に係る請求書及び当該請求に基づく領収書の写し

(3) 預金通帳の写し（振込先が確認できる部分）

(4) 県補助金の交付決定を受けている場合は、県補助金の交付決定通知書の写し

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 補助金の申請は、1中小企業等につき1回とする。

(実績報告の特例)

第7条 規則第10条の規定による実績報告については、前条第1項に規定する申請書の提出をもって実績報告があったものとみなす。

(補助金の交付決定)

第8条 市長は、第6条第1項の規定による申請があったときは、これを審査し、
適当と認めるときは、補助金の交付の決定を行い、大野市雇用調整助成金申請等
手数料補助金交付決定通知書(様式第2号)により当該補助対象者に通知するも
のとする。

(交付決定の取消し等)

第9条 市長は、偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けた者があつた場合は、当該交付決定を取り消すことができる。

2 前項の場合において、市長は、既に補助金が交付されているときは、補助金の返還を命ずることができる。

(関係図書の保存)

第10条 補助金の交付決定を受けた者は、当該補助金の申請及び請求についての書類を整備し、補助金を交付した日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年5月15日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第9条及び第10条に規定する事項については、同日後もなおその効力を有する。

附 則(令和2年告示第232号)

この要綱は、令和2年7月10日から施行する。

(以下様式略)